

第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画



令和2年3月
静岡県

はじめに

本県では、平成26年3月に「第三次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の自立に向けた各種支援施策を推進してまいりました。

このたび、現計画の計画期間が満了することから、新たに令和2年度からの5年間を計画期間とする「第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。

策定に当たり実施したひとり親家庭や子どもの生活に関する実態調査では、ひとり親の多くが、経済的な問題に加え、子育てや仕事など、さまざまな悩みや不安を抱えていること、また、その子どもも支援を必要としていることが明らかになりました。

このため、この計画では、「ひとり親家庭の自立と“安心と希望がある暮らし”の実現」を基本理念として掲げ、「就業支援」、「経済的支援」、「子育て・生活支援」のほか、「安心につながる支援」を施策体系の柱とし、支援のさらなる充実を図ることとしています。

ひとり親家庭が経済的に自立し、安心して生活ができるよう、また、その子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、市町や国、関係機関、関係団体等と連携を図りながら、本計画に基づく施策を着実に推進してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、実態調査や意見交換会に御協力いただいた皆様、第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画検討委員会委員をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

静岡県健康福祉部長 池田 和久

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

第2章 現状と課題

1 ひとり親家庭を取り巻く現状	2
（1）離婚件数及び離婚率	2
（2）ひとり親家庭の数	2
（3）児童扶養手当受給者数	3
（4）就労の状況	3
（5）収入・養育費の状況	4
（6）日常生活・子育て等の状況	5
（7）母子生活支援施設に入所する母子世帯の状況	7
（8）DV（配偶者等からの暴力）相談の状況	7
2 ひとり親家庭における課題	8

第3章 計画の基本方針

1 基本理念	9
2 推進にあたっての基本的な考え方	9
3 施策体系	9
4 推進体制	11
5 進捗状況の把握及び評価	11

第4章 施策の内容

1 就業支援	12
2 経済的支援	14
3 子育て・生活支援	16
4 安心につながる支援	18

資料編

1 静岡県ひとり親家庭生活実態調査結果	22
2 静岡県子どもの生活アンケート結果	27
3 第四次計画に掲げる施策とSDGsの関係	30
4 第四次計画策定の経緯	31
5 静岡県ひとり親家庭自立促進計画検討会議 委員名簿	32

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭※は仕事と子育てをひとりで担い、様々な困難を抱えていることが多く、仕事や生活全般における総合的な支援が必要です。

本県では、平成17年3月に「静岡県母子家庭等自立促進計画」、平成22年6月に「第二次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」、平成27年3月に「第三次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進に努めてきました。

国においては、平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」を公布、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改称し、父子家庭を含むひとり親に対する支援施策の拡充が図られました。また、平成26年8月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が示され、子どもの貧困対策においても、ひとり親家庭の支援が位置づけられました。

このような社会情勢の変化や現状、課題を踏まえ、「第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」を策定しました。

※ひとり親家庭…満20歳未満の子どもを持つ母子家庭又は父子家庭。

2 計画の位置づけ

本計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」であり、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づいて策定するものです。

また、本計画は、静岡県総合計画の分野別計画であり、「静岡県子ども・子育て支援事業支援計画」、「静岡県次世代育成支援対策行動計画」及び「静岡県子どもの貧困対策計画」である「ふじさんっこ応援プラン」と整合を図っています。

3 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

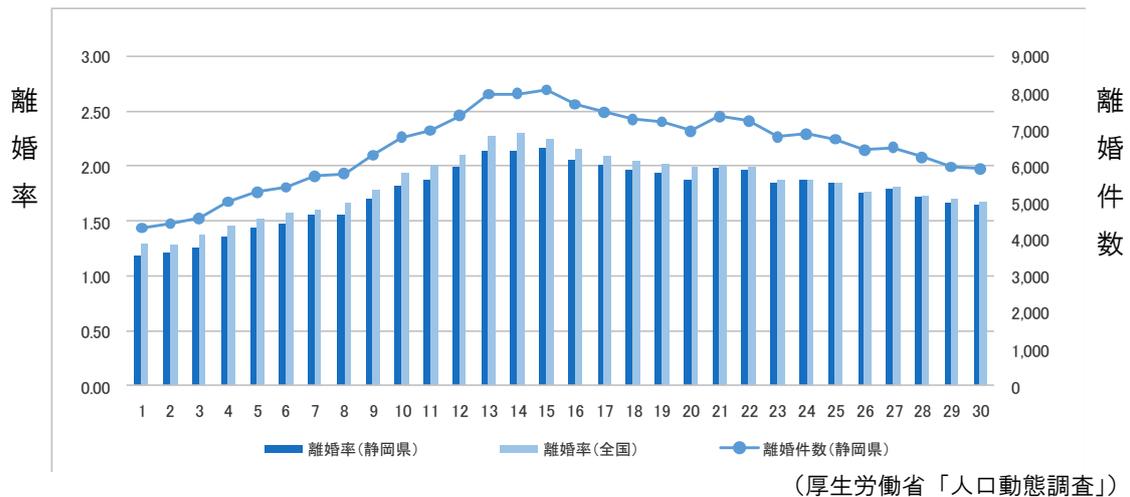
第2章 現状と課題

1 ひとり親家庭を取り巻く現状

(1) 離婚件数及び離婚率

人口動態調査によると、静岡県は、平成15年の8,089件をピークに減少傾向にあり、平成30年では、5,923件となっています。静岡県の離婚率（人口千人対）は1.65で、全国を下回っています（図1.1）

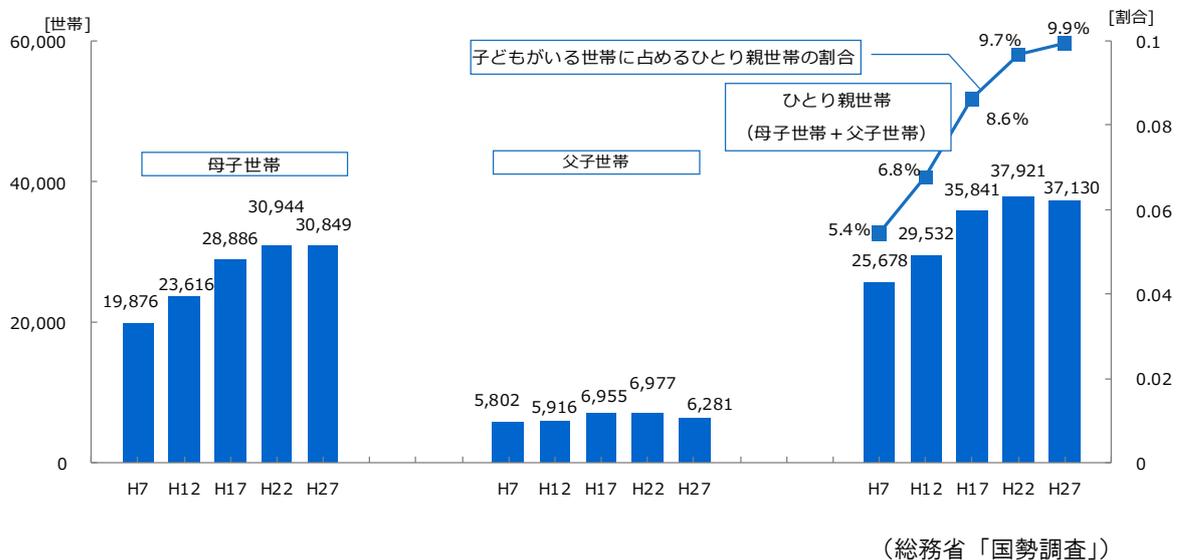
<図1.1 離婚件数、離婚率（人口千対）の推移>



(2) ひとり親家庭の数

国勢調査によると、静岡県の平成27年度のひとり親世帯の数は、母子世帯30,849世帯、父子世帯6,281世帯、合計37,130世帯で、20年間で4割以上増加しています。また、20歳未満の子どもがいる世帯に占める割合は9.9%で、20年間で4.5ポイント増加しています。（図1.2）

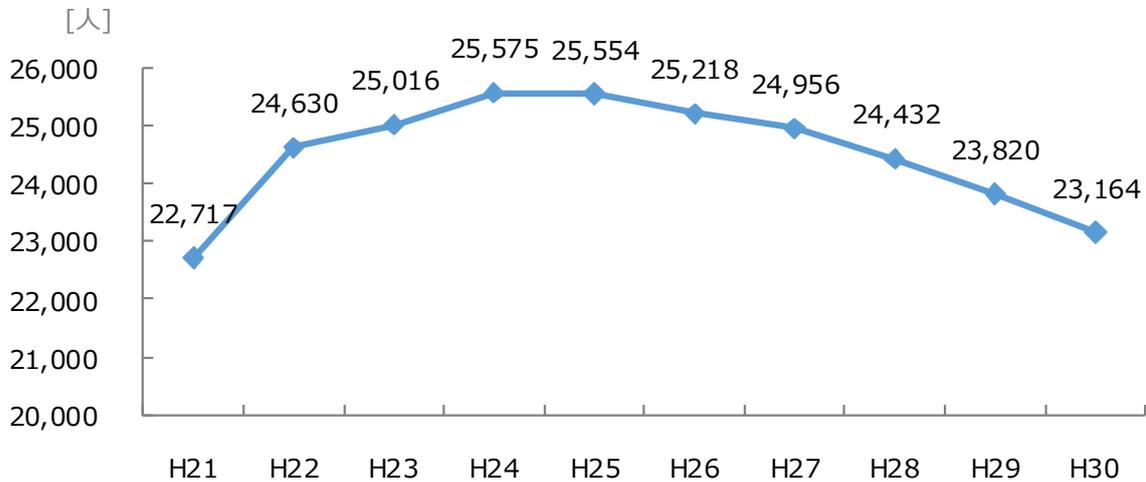
<図1.2 ひとり親世帯数の推移>



(3) 児童扶養手当受給者数

静岡県の児童扶養手当受給者数は、平成22年度には支給対象が父子家庭にも拡大されたため急激に増加しましたが、近年は減少傾向にあります。(図1.3)

<図1.3 児童扶養手当受給者数の推移>



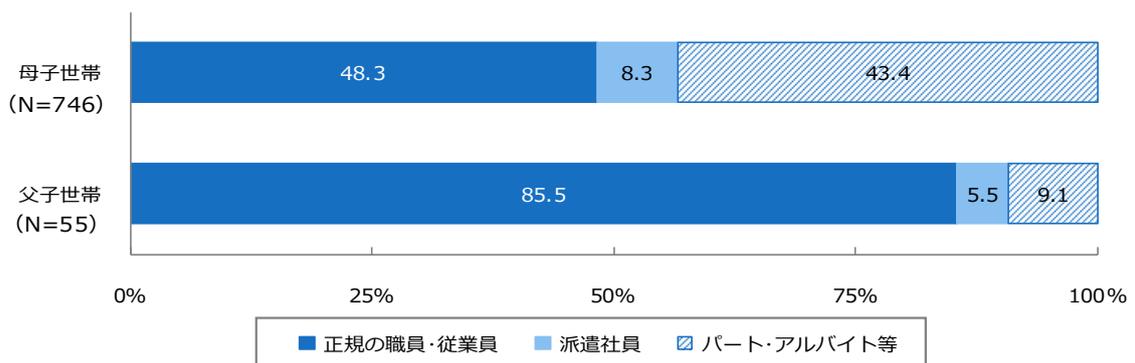
(静岡県子ども家庭課)

(4) 就労の状況

県調査によると、母子世帯の93.6%、父子世帯の94%が就労しています。そのうち、母子世帯では89.8%、父子世帯では73.3%が雇用されています。

雇用形態をみると、正規雇用の割合は、母子世帯では48.3%、父子世帯では85.5%となっています。(図1.4)

<図1.4 雇用形態>



(静岡県子ども家庭課「令和元年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」)

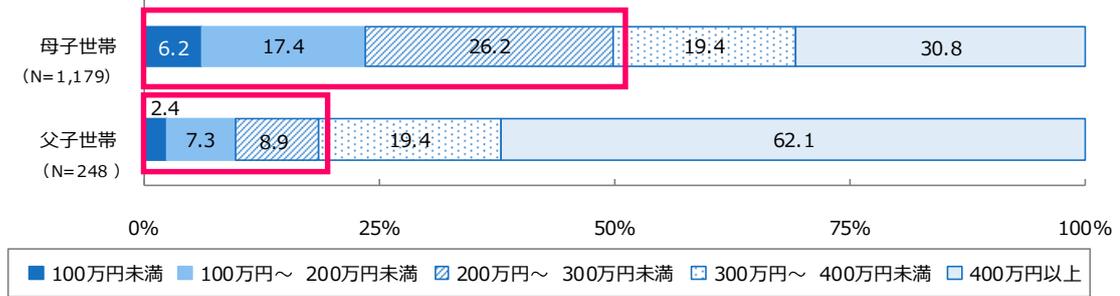
(5) 収入・養育費の状況

ア 世帯収入（全国）

国調査によると、世帯の年間収入が300万円未満の世帯の割合は、母子世帯では49.8%、父子世帯では18.6%となっています。（図1.5）

また、世帯の平均年間収入は、母子世帯では348万円、父子世帯では573万円となっており、平成29年国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得739.8万円と比較すると低くなっています。

<図1.5 世帯の年間総収入>

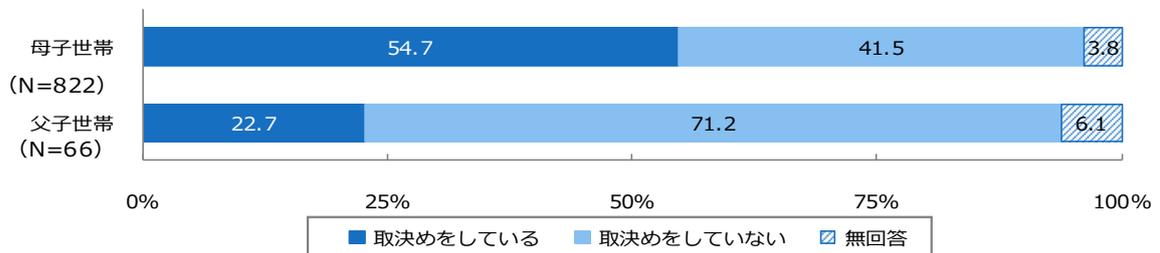


（厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」）

イ 養育費の取決め・受給の状況

県調査によると、養育費の取決めをしている割合は、母子世帯では54.7%、父子世帯では22.7%となっています。（図1.6）

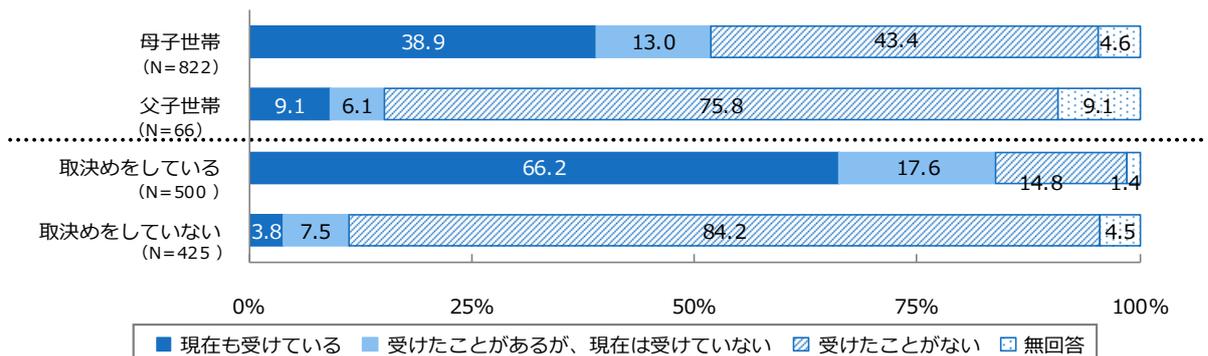
<図1.6 養育費の取決め状況>



（静岡県子ども家庭課「令和元年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」）

養育費を受給している割合は、母子世帯では38.9%、父子世帯では9.1%となっています。養育費の取決め別にみると、養育費の取決めをしている場合は、していない場合よりも受給している割合が多くなっています。（図1.7）

<図1.7 養育費の受給状況>



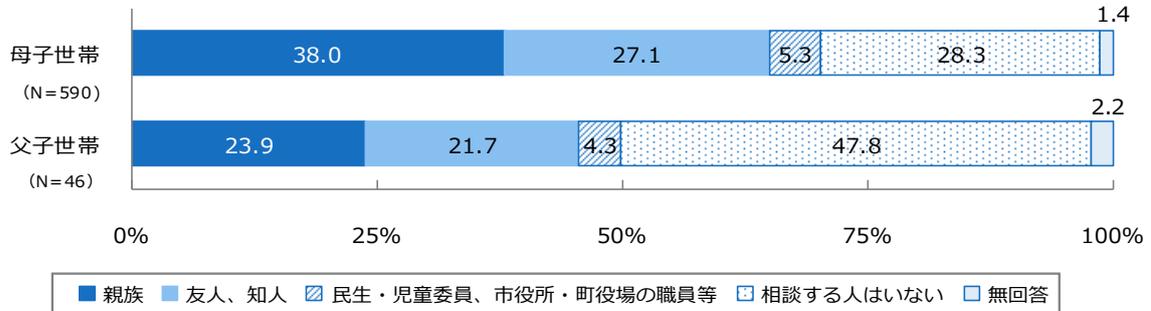
（静岡県子ども家庭課「令和元年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」）

(6) 日常生活・子育て等の状況

ア 悩みごとの相談相手

県調査によると、日常生活での悩みごとは、「生活費のこと」「教育費のこと」等が多い状況です。主な相談先をみると、「相談する人はいない」の割合は、母子世帯で28.3%、父子世帯で47.8%と、高くなっています。(図 1.8)

<図 1.8 悩みごとの主な相談先>

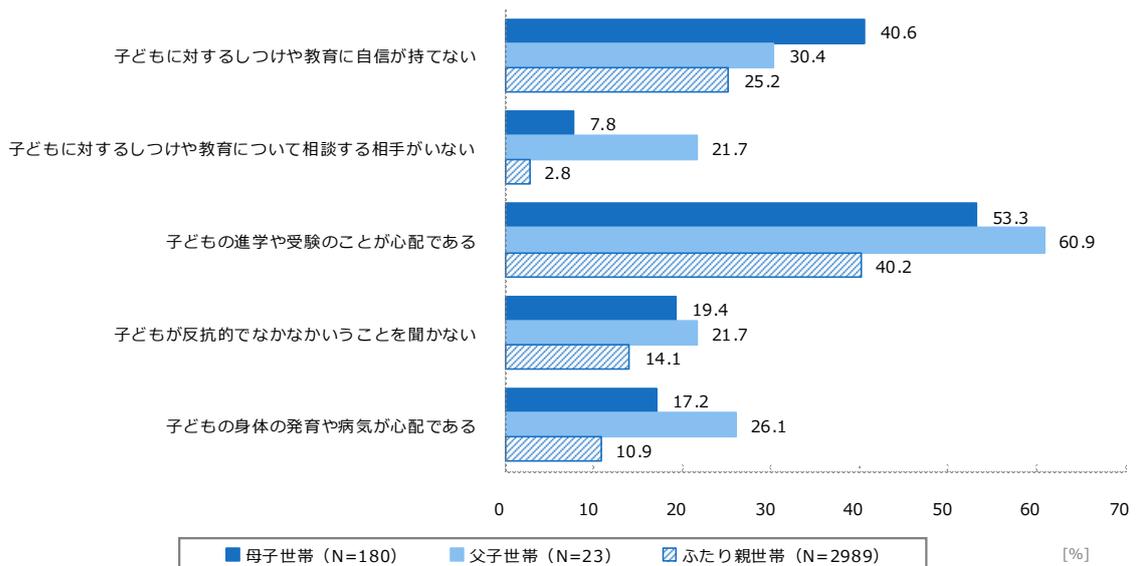


(静岡県子ども家庭課「令和元年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」)

イ 子どもについての悩みや不安

県調査によると、悩みや不安の内容では、ひとり親世帯の保護者はふたり親世帯の保護者より、「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」「子どもの進学や受験のことが心配である」の割合が比較的高くなっています。(図 1.9)

<図 1.9 子どもについての悩みや不安(複数回答)>

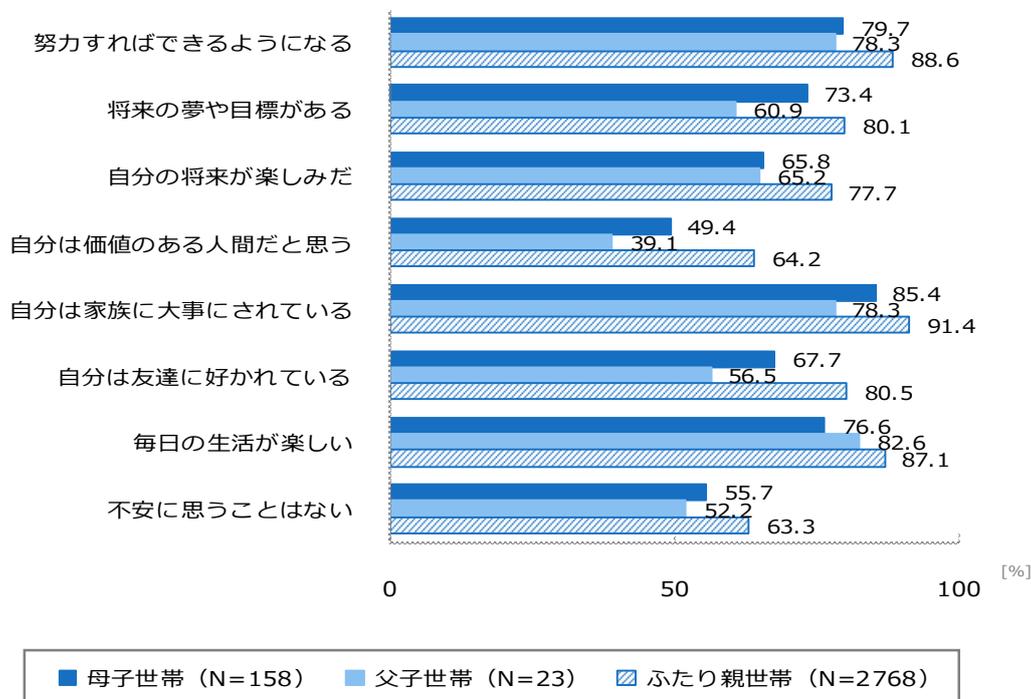


(静岡県子ども家庭課「令和元年度子どもの生活アンケート調査」)

ウ 子どもがふだん感じていること（自己肯定感）

県調査によると、子どもがふだん感じていることから、ひとり親世帯の子どもは、自己肯定感が低い傾向があると考えられます。（図 1.10）

<図 1.10 ふだん感じていること>

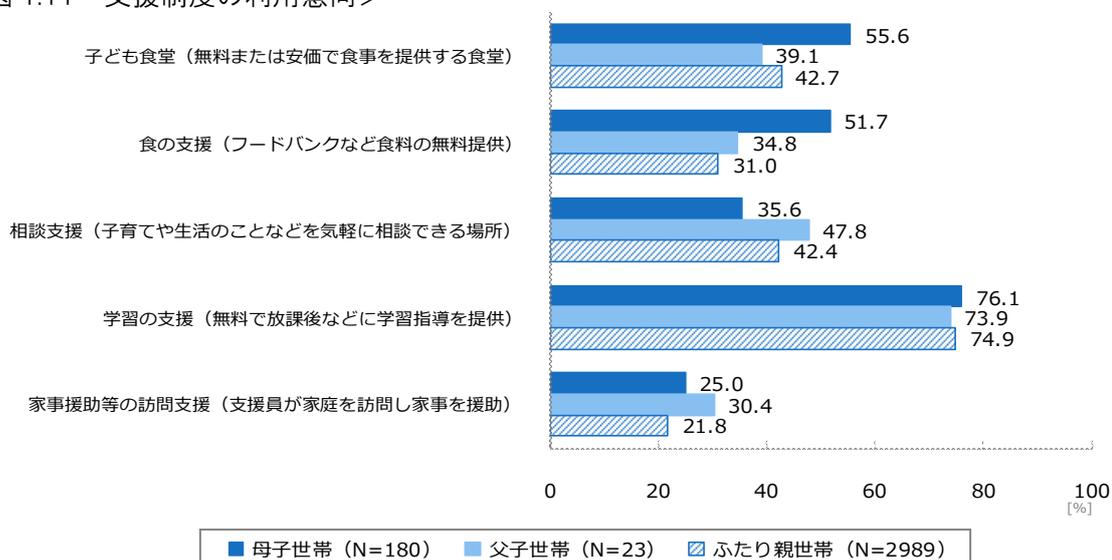


（静岡県子ども家庭課「令和元年度子どもの生活アンケート調査」）

エ 子どもや子育てに関する支援制度の利用意向

県調査によると、母子世帯では「子ども食堂」や、フードバンクなどの「食の支援」を「利用したい」という回答の割合が比較的高くなっています。「学習の支援」は、世帯構成を問わず、「利用したい」という回答の割合が高くなっています。（図 1.11）

<図 1.11 支援制度の利用意向>

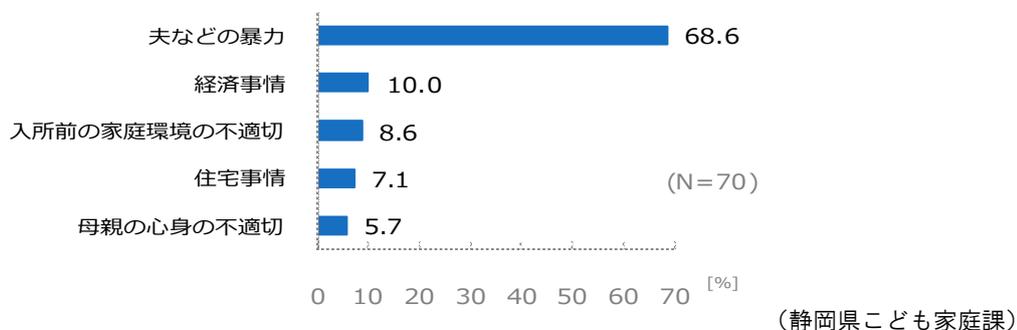


（静岡県子ども家庭課「令和元年度子どもの生活アンケート調査」）

(7) 母子生活支援施設に入所する母子世帯の状況

県内の母子生活支援施設の入居世帯数及び人員は、平成26年6月1日時点では54世帯143人でしたが、平成31年4月1日時点では70世帯198人となっており、増加しています。入所理由は「夫などの暴力」が多くなっています。(図1.16)

<図1.12 母子生活支援施設への入所理由(平成31年4月1日)>

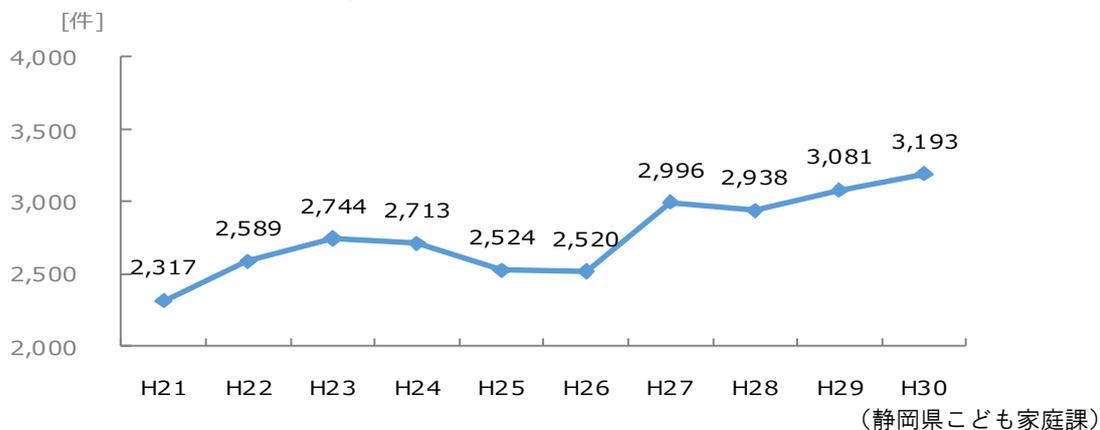


(8) DV(配偶者等からの暴力)相談の状況

DVは、被害者の身体や精神に大きなダメージを与え、離婚等の原因ともなっています。

県内の相談機関に寄せられたDVに関する相談は、増加傾向にあります。(図1.17)

<図1.13 DV相談件数の推移(女性相談センター)>



子どもの貧困について

国民生活基礎調査の結果では、平成27年の子どもの貧困率※は13.9%で、約7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています。

子どもの貧困対策について、国では、平成26年に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、関係省庁が連携した取組が提唱されています。

本県においても、平成28年3月に「静岡県子どもの貧困対策計画」を策定し、貧困の連鎖解消を目指した取組を推進しています。



※貧困率(ここでは「相対的貧困率」について記載): 国民一人一人の等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割って得られた所得)を算出し、その中央値の半分の額(貧困線)を下回る者の割合。子どもの貧困率は、18歳未満の子ども全体に占める、貧困線を下回る子どもの割合。

2 ひとり親家庭における課題

現状を踏まえると、本県のひとり親家庭自立促進において優先すべきと考えられる課題は、以下のとおりです。

【課題1】安定した労働条件の確保

母子世帯の母の就業率は高い一方、正規雇用は約半数に留まっており、自立を妨げる要因となっています。収入の高い安定した就業につなげるため、事業主の理解促進に向けた取組や、ひとり親の収入、就業形態及び雇用環境等の条件に合う求人開拓を行う必要があります。また、仕事と子育てを両立できる環境の整備も必要です。

【課題2】養育費の受給率向上

養育費の受給率が低いことの背景に、相手と関わりたくない等の理由から養育費の取決めをしていない親が多いことがあります。子どもの両親に対する養育費は子どもの権利であることの啓発や具体的な取決め方法の周知等により、離婚前の確実な取決めを促し、子どもの成長に必要な養育費の受給率を向上させることが必要です。

【課題3】子どもの居場所の確保

ひとり親家庭の子どもは学習意欲や自己肯定感が低い傾向が見られるため、子どもの学びを支え、地域の支援者との交流を深める居場所づくりの充実を通じて子どもの学習意欲を高め、自己肯定感の向上を図る必要があります。

【課題4】現在と将来に対する不安の解消

多くのひとり親が子どもの教育・進学に不安や悩みを抱えており、ひとり親家庭の子どもは経済的理由等から進学について夢が持てない傾向が見られるため、家庭の事情によらず、全ての子どもの将来に夢を描けるような取組が必要です。

また、ひとり親自身の将来についても不安を訴える声が聞かれるため、生活設計を支援し、不安を解消する取組も求められています。

【課題5】父子家庭の孤立防止

父子家庭の父は、周囲に相談できず困難を抱えがちであるという声が聞かれ、実際に相談相手をもたない父も多いため、地域の中で父子家庭が孤立しないよう、相談体制を整備していくことが必要です。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

ひとり親家庭の自立と“安心と希望がある暮らし”の実現

ひとり親家庭の安定した就業と収入を確保し、親と子の双方の視点に立った支援を強化することにより、「いま」の安心と、「将来」の希望がある生活を実現します。



静岡県は、持続可能な開発目標（SDGs）の推進に取り組んでいます。

2 推進にあたっての基本的な考え方

推進にあたっては、分野横断的な以下の3つの考え方（視点）を持って取り組みます。

【社会全体で支える取組の推進】

企業、学校、地域等、ひとり親家庭に関わる全ての主体が、それぞれの立場から、ひとり親とその子どもを支えるための取組を推進します。

【子どもに目を向けた支援の強化】

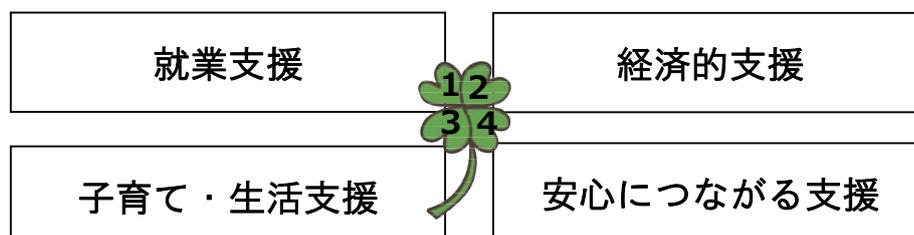
ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの側に立った、子どもの福祉や利益を尊重した支援を行います。

【将来を見据えた支援の充実】

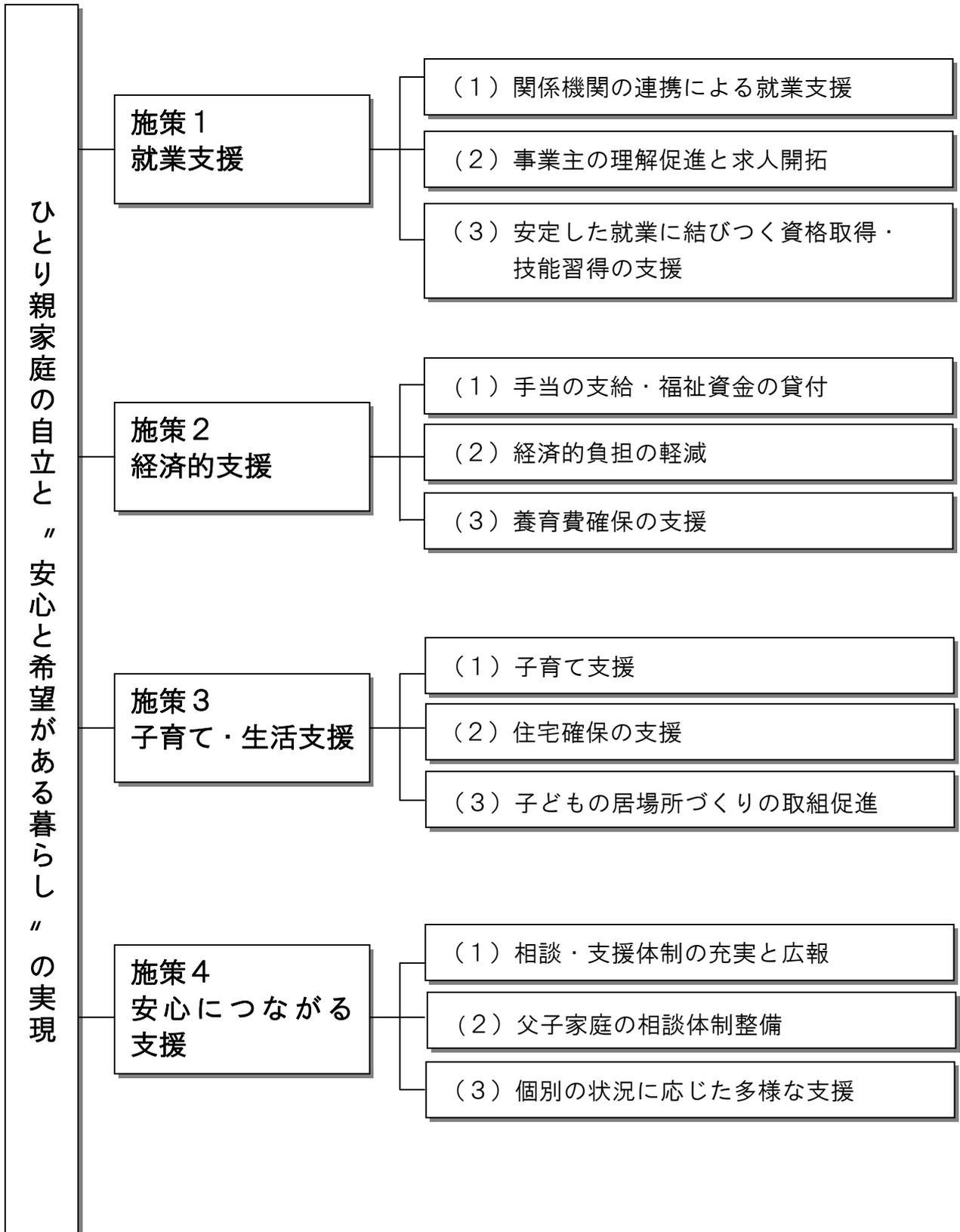
すべてのひとり親とその子どもが思い描く将来を実現できるよう、ライフプランを見据え、長期的視点に立った支援を行います。

3 施策体系

取組の基本方向（4つの柱）のもと、施策を展開します。



＜ひとり親家庭自立促進計画 体系図＞



4 推進体制

国、県、市町が役割を分担し、相互に連携しながら施策の推進に努めます。また、福祉と雇用の連携や、関係団体との連携も進めます。

5 進捗状況の把握及び評価

計画期間中、進捗状況を毎年度把握し、評価します。結果については、ホームページ等で公開します。

第4章 施策の内容

1 就業支援

ひとり親家庭の経済的自立に必要な安定した就業の確保のため、事業主の理解促進を図りながら求人開拓を行うとともに、関係機関が連携して就業支援に取り組みます。

また、安定した就業に結びつく資格や技能の取得を支援します。



【数値目標】

指 標	現状値	目標値
母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率	44.2% (H30)	55%
母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数	604 件 (H30)	850 件

(1) 関係機関の連携による就業支援

(健康福祉部 こども家庭課／経済産業部 労働雇用政策課)

【母子家庭等就業・自立支援センターによる支援】

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、相談員による就業相談、就業情報提供、研修等の支援を行います。

【ハローワークなど関係支援機関との連携】

- ・母子家庭等就業・自立支援センター、しずおかジョブステーション、ハローワーク、マザーズハローワーク及び市町等が連携し、相談者の状況に合わせた情報提供ときめ細かな就業支援を行います。
- ・県内3か所に設置したしずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施するとともに、女性を積極的に採用する企業と求職者とのマッチングを支援します。

(2) 事業主の理解促進と求人開拓

(健康福祉部 こども未来課・こども家庭課／経済産業部 労働雇用政策課)

【求職者と企業のマッチング促進】

- ・経済団体の会合や、事業主、労務担当者等を対象としたセミナーの場において、母子家庭等就業・自立支援センターやひとり親雇用に関する国の助成制度について周知します。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターにキャリアコンサルティングの有資格者を求人開拓員として配置し、求職者の職業選択に係る相談や就業に向けた助言を行う等、

きめ細かな就業支援を行います。

- ・しずおか人材マッチングサポートデスクが求人開拓を行う際に、事業主にひとり親雇用に関する国の助成制度について周知し、積極的な雇用を促します。

【事業主の理解促進】

- ・母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓員による企業訪問等の機会に、事業主に対してひとり親の現状を説明し、ひとり親の雇用と雇用後のキャリア支援に対する理解を促します。
- ・企業における女性活躍の取組を推進するため、経営者や人事労務管理者等が女性の就業や登用促進に対する経営的メリットへの理解を深め、自ら実践できるよう、働きかけや啓発を行います。

【子育てしやすい職場環境づくりの促進】

- ・子育てに優しい職場環境づくりに取り組む県内企業等を「子育てに優しい企業」として表彰し、その優れた取組を県内企業等に周知します。
- ・企業において、部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援する『イクボス』の発掘、養成を行います。
- ・女性等が働きやすい職場環境づくりを促進するため、企業にアドバイザーを派遣し、女性活躍促進法に係る一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等、企業内での実践的な取組を支援します。
- ・テレワークの導入を推進するためのセミナーを開催するなど、多様な働き方が選択できる制度の導入を支援します。

(3) 安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援

(健康福祉部 こども家庭課／経済産業部 職業能力開発課)

【就業に向けた資格取得の支援】

- ・就業につながる資格取得の講座受講費の一部を支給するほか、養成機関に在学する期間の生活費相当額を支給します。
- ・高等職業訓練促進給付金を活用し資格取得を目指す方に、養成機関への入学準備金等の貸付けを行います。
- ・より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定支援合格のための講座受講費の一部を支給します。

【就業に向けた技能習得の支援】

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ニーズを踏まえ、託児サービスを付加した講習会を開催し、就業に必要な知識・技能の習得やスキルアップを支援します。
- ・ひとり親の就職を支援するため、技術専門校において職業訓練を実施します。職業訓練では、ひとり親が優先受講できるコースの設定や託児サービスを実施します。また、訓練手当等の制度について、ハローワーク等関係機関に情報提供します。

2 経済的支援

安定した収入の確保のため、ひとり親家庭の事情に即した経済的な支援を実施するとともに、養育費の取決めについて普及啓発し、養育費の確実な取得を図ります。



【数値目標】

指 標	現状値	目標値
養育費の取決めをした人の割合※	65.4% (H30)	70%
養育費等に関する相談の利用者数	121人 (H30)	140人 (毎年度)

※「養育費の取決めをした人の割合」：未成年の子どもがいる夫婦が離婚する際に、離婚届において養育費の分担の「取決めをしている。」の欄にチェックをした人の割合（静岡地方法務局調査）

（1）手当の支給・福祉資金の貸付

（健康福祉部 こども家庭課）

【ひとり親家庭の事情に即した支援】

- ・所得や子どもの人数に応じて児童扶養手当を支給します。
- ・母子・父子自立支援員を中心に、母子父子寡婦福祉資金の貸付けについての相談に応じ、各家庭の事情に即した適切な制度の利用を勧めます。

（2）経済的負担の軽減

（文化・観光部 私学振興課／健康福祉部 こども家庭課／教育委員会事務局 高校教育課）

【小学校入学時の学用品購入費用の助成】

- ・ひとり親家庭の子どもが小学校に入学する際、ランドセル等の学用品購入費の一部を、市町とともに助成します。また、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。

【高等学校の修学支援】

- ・高等学校等における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に応じた授業料減免に対する助成等を行います。

【医療費の助成】

- ・ひとり親家庭の親と子どもの医療費負担を、市町とともに軽減します。

(3) 養育費確保の支援

(健康福祉部 こども家庭課)

【養育費や面会交流に関する普及啓発】

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談、弁護士による無料相談等により、養育費確保や面会交流を支援します。
- ・養育費は子どもの権利であることについての啓発を強化することにより、離婚の際の養育費についての取決めを促進し、養育費の取得率向上を図ります。
- ・セミナー開催等により、離婚協議中の親が、子どもの福祉や利益を重視して離婚後の生活を考える機会を提供します。

【相談員の資質向上】

- ・養育費相談支援センター等との協働により、母子・父子自立支援員等を対象とした養育費及び面会交流に関する研修会を開催し、支援担当者の資質向上を図るとともに、相互の連携を深めます。

3 子育て・生活支援

ひとり親の就業と子育ての両立のため、保育サービスを充実するとともに、放課後児童クラブの利用を支援します。

また、住宅の確保を支援するほか、地域における子どもの学びや居場所づくりの取組を支援します。



【数値目標】

指 標	現状値	目標値
子どもの居場所の数	381 か所 (R1)	503 か所
子どもの居場所づくりセミナー参加者数	107 人 (R1)	150 人 (毎年度)

(1) 子育て支援

(健康福祉部 こども未来課・こども家庭課)

【仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実】

- ・自立のための就学や病気等の理由で、家事や育児の支援が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣します。
- ・延長保育や病児保育等、多様な保育・子育て支援を行う保育所等を市町を通じて支援するほか、ひとり親の利用料を市町とともに軽減します。
- ・子育てを手伝ってほしい人が子育てを手伝いたい人に、保育所の送迎等を依頼するファミリー・サポート・センター事業について、市町に運営費等を助成するとともに、センターでマッチングを行うアドバイザーの資質向上のための研修を行います。

【放課後児童クラブにおける支援】

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町に助成し、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。
- ・放課後児童クラブについて、市町に運営費等を助成するとともに、支援員の養成と資質向上のための研修を行います。また、「放課後子供教室」と連携し、地域で放課後の子どもを見守る体制づくりに取り組みます。

【リスクを抱えた母子に対する支援】

- ・思いがけない妊娠に悩む女性の相談窓口を設置し、虐待の発生、問題の深刻化の予防を図ります。
- ・市町における新生児訪問や乳幼児健診等を通じた家庭への支援の充実を図るため、市町母子保健担当者に対する研修を実施するとともに、支援機関のネットワークを構築します。

(2) 住宅確保の支援

(くらし・環境部 住まいづくり課・公営住宅課／健康福祉部 こども家庭課)

【県営住宅への優先入居の促進】

- ・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施します。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、寡婦（寡夫）控除を含めた収入で計算します。

【民間賃貸住宅への円滑な入居の促進】

- ・県、市町、不動産関係団体から構成される静岡県居住支援協議会の活動を通じて、ひとり親等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。

【母子生活支援施設における支援】

- ・DV（配偶者等からの暴力）を受けている等の理由で子育てが困難な母子を母子生活支援施設で保護し、自立を支援します。

(3) 子どもの居場所づくりの取組促進

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課／教育委員会事務局 社会教育課)

【子どもの学習支援】

- ・ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるホームフレンド（児童訪問援助員）※や学習ボランティアを派遣するほか、学習支援や食事の提供等を行う居場所づくりを支援します。
- ・様々な課題を抱える生活困窮世帯を対象に、課題に即した、子ども健全育成支援員による個別支援を実施するほか、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた、通所型や合宿型の学びの場を提供します。
- ・子どもが主体的に学習に取り組む習慣を身につけることができるよう、地域の教育力を活用して放課後等における学習支援を実施する「しずおか寺子屋」を推進します。

※ホームフレンド(児童訪問援助員):ひとり親家庭生活向上事業を実施している市町において、支援が必要な家庭に派遣される、子どもが気軽に相談することができる大学生等

【地域の居場所づくりの支援】

- ・地域住民や民間団体等による子ども食堂等の居場所づくりについて、実践者等を対象としたセミナーの開催、アドバイザー派遣、支援者と実施団体のマッチング促進等により、運営を支援します。

4 安心につながる支援

ひとり親が求めている「安心」を確保するため、ライフステージに対応した相談・支援体制の充実を図るとともに、効果的な情報提供を行います。



【数値目標】

指 標	現状値	目標値
仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合	29.2% (R1)	0%
母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談件数	10,682 件 (H30)	11,930 件

(1) 相談・支援体制の充実と広報

(くらし・環境部 男女共同参画課／文化・観光部 私学振興課／健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課
／教育委員会事務局 義務教育課・高校教育課)

【ライフステージに対応した相談・支援】

- ・母子家庭等就業・自立支援センターの相談員、母子・父子自立支援員等により、親や子どものライフステージに対応した適切な情報提供及び助言を行います。また、地域においては、母子・父子福祉協力員、民生委員等が、支援を必要とする家庭の発見に努め、支援につなげます。
- ・将来を見据えた生活設計の見直しについて、ファイナンシャルプランナー等の専門家による相談を実施します。
- ・家庭や仕事など生活の中での様々な問題や悩みを抱える方に対し、本人自身がより良い解決策を見い出せるよう支援するため、専門の相談員による女性のための相談及び男性のための相談をそれぞれ実施します。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、関係者研修会の開催等により、市町における子育て世代包括支援センターの設置を促します。
- ・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。
- ・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するよう、自立に向けた支援や、本人の状態に応じた継続的な相談支援を実施します。

【ひとり親家庭に対する支援制度の周知】

- ・ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子を作成し、市町や関係機関を介して広く配布するほか、ホームページに掲載し、周知します。
- ・支援制度に関する資料のデータを市町と共有し、地域版の制度案内の作成を促します。

- ・各種相談に携わる支援者に、母子家庭等就業・自立支援センターのワンストップサービス機能やひとり親支援団体について広く周知します。

【市町との好事例の共有】

- ・市町が実施するひとり親家庭の支援事業について、好事例の収集とフィードバックを行い、より効果的な事業の実施につなげます。

(2) 父子家庭の相談体制整備

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課)

【父子家庭の父が相談しやすい体制の整備】

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、父子家庭からの相談に休日にも対応できる相談窓口を設置します。
- ・父子家庭も支援の対象であることを明確にするため、支援機関や関連事業の名称を再検討します。
- ・男性のための相談を実施し、父子家庭における悩みを含め、男性独自の課題の解決を支援します。

【父子家庭に向けた情報発信】

- ・父子家庭も追加対象となった支援制度等について情報を集約し、ホームページ等で周知します。

(3) 個別の状況に応じた多様な支援

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課)

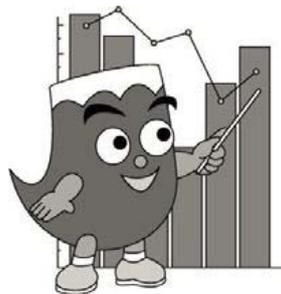
【ひとり親同士の相談機会の提供】

- ・静岡県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親同士が交流し、日頃の悩みを打ち明けられる場を提供します。

【DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携】

- ・女性のための相談及び男性のための相談並びに専門相談員による面接相談を実施します。
- ・DV被害者等、困難な課題を抱えていたり、自己肯定感が低いひとり親が、自らの力を発揮して課題を解決し、自立への一歩を踏み出せるよう、配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター）、母子生活支援施設、女性相談窓口及び母子家庭等就業・自立支援センター等、関係機関が連携して、精神的ケアや自立支援に取り組みます。

資料編



1 静岡県ひとり親家庭生活実態調査結果

(1) 調査の概要

○目的

県内のひとり親世帯の生活及び就労状況等を把握し、第四次計画策定の基礎資料とするため

○対象

県内在住の母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯 計 2,500 世帯

○抽出方法

児童扶養手当を受給するひとり親世帯、母子父子寡婦福祉資金を借り受けているひとり親世帯、各市町母子寡婦福祉会に属するひとり親世帯から無作為抽出

○調査方法

郵送配布・郵送回収

○調査期間

令和元年8月9日～8月26日（調査基準日 令和元年8月1日）

○調査項目

世帯の状況、住まいの状況、就労の状況、家計の状況、子どもの教育の状況、養育費及び面会交流、日常生活等、福祉施策の利用状況

○有効回答数

981 件（回収率 39.2%）

- ・うち、母子世帯 831 件(同 84.7%)、父子世帯 75 件（全体の 7.7%）、その他の世帯 56 件（同 5.7%）、無回答 19 件（同 1.9%）

詳細(静岡県ホームページ) <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-140/hitorioyakekka.html>

(2) 主な調査結果

世帯		(%)	
項目	区分	母子世帯	父子世帯
世帯構成	自分と子どもだけ	74.7 (69.8)	61.3 (52.6)
	三世帯	19.5 (24.1)	29.3 (39.2)
	その他・無回答	5.8 (6.1)	9.3 (8.2)
ひとり親になった理由	離婚	91.8 (89.3)	88.0 (84.5)
	未婚の母・父	7.1 (8.2)	0.0 (1.0)
	死別	0.6 (1.7)	9.3 (12.4)
	その他・無回答	0.4 (0.8)	2.7 (2.0)

※()内は、平成 26 年度の調査結果。

※比率は小数点以下第 2 位を四捨五入したため、合計が 100%にならないことがある。以下同じ。

- ・世帯構成は、母子世帯・父子世帯ともに、「自分と子どもだけの世帯」の割合が最も高くなっています。
- ・ひとり親になった理由は、母子世帯・父子世帯ともに、「離婚（内縁関係の解消を含む）」の割合が最も高くなっています。

住まい

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
現在の住まい	持ち家	35.0 (39.4)	61.3 (63.9)
	民間の賃貸住宅	45.1 (42.7)	24.0 (25.8)
	公営の賃貸住宅	14.1 (14.4)	4.0 (5.2)
	その他・無回答	5.8 (3.5)	10.7 (5.2)
公営住宅への入居 (一部複数回答)	希望する	27.0 (-)	9.9 (-)
	希望しない	49.7 (-)	60.6 (-)
	知らなかった・無回答	25.3 (-)	29.6 (-)

- ・現在の住まいは、母子世帯では「民間の賃貸住宅（借家、アパート、賃貸マンション）」、父子世帯では「持ち家」の割合が最も高くなっています。
- ・現在、公営住宅に住んでいない人のうち、公営住宅への入居を希望する割合は、母子世帯では27.0%、父子世帯では9.9%となっています。

就 労

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
就労状況	雇用されている	89.8 (88.3)	73.3 (75.3)
	自営業	1.9 (4.0)	17.3 (18.6)
	その他の就労	2.0 (0.9)	1.3 (0.0)
	仕事に就いていない	5.3 (5.7)	6.7 (4.1)
	無回答	1.0 (1.1)	1.3 (2.1)
雇用形態	正規職員・従業員	48.3 (37.7)	85.5 (76.8)
	派遣社員	8.3 (7.2)	5.5 (4.3)
	パート・アルバイト	43.4 (55.0)	9.1 (18.8)
副業状況	副業率	11.9 (-)	14.5 (-)
転職意向	転職希望率	39.2 (42.0)	20.6 (29.6)

- ・雇用されている人の雇用形態の割合は、母子世帯では「正規職員・従業員」の正規雇用が48.3%、「派遣社員」、「パート・アルバイト等」の非正規雇用が51.7%、父子世帯では正規雇用が85.5%、非正規雇用が14.5%となっています。
- ・就労している人のうち、副業をしている割合は、母子世帯では11.9%、父子世帯では14.5%となっています。
- ・就労している人のうち、転職を希望している割合は、母子世帯では39.2%、父子世帯では20.6%となっています。希望の理由は、「収入が少ないため」の割合が高くなっています。

家計

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
世帯年間総収入	100万円未満	9.1 (13.9)	1.3 (9.3)
	100～150万円未満	9.9 (22.4)	5.3 (6.2)
	150～200万円未満	13.1 (16.6)	4.0 (15.5)
	200～250万円未満	18.5 (18.9)	9.3 (7.2)
	250～300万円未満	12.9 (8.8)	10.7 (14.4)
	300～350万円未満	9.9 (5.2)	21.3 (20.6)
	350～400万円未満	5.3 (2.1)	13.3 (11.3)
	400万円以上	14.1 (4.4)	24.0 (8.2)
	無回答	7.2 (7.7)	10.7 (7.2)

- ・世帯の年間総収入については、母子世帯では「200～250万円未満」の割合が最も高く、250万円未満の割合は50.7%となっています。父子世帯では「300～350万円未満」の割合が最も高く、250万円未満の割合は20.0%となっています。

子どもの教育等

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
未就学児の 昼間の保育	保育所(園)	72.4 (69.1)	71.4 (69.2)
	幼稚園	7.4 (13.7)	14.3 (7.7)
	本人	13.5 (10.9)	0.0 (7.7)
	その他・無回答	6.7 (6.3)	14.3 (15.4)
小学生の放課後 の過ごし方 (複数回答)	自宅	61.1 (66.7)	70.8 (81.1)
	放課後児童クラブ	30.3 (26.1)	20.8 (16.2)
	塾・習い事	15.4 (21.1)	16.7 (16.2)
	祖父母・親戚の家	13.2 (15.7)	25.0 (16.2)
子どもの 進学希望	高校・専修学校(高等課程)	33.3 (25.9)	40.4 (40.5)
	短大・専修学校(専門課程)	13.1 (12.6)	15.4 (5.4)
	大学・大学院	31.3 (26.2)	19.2 (27.0)
	その他・無回答	22.3 (35.3)	25.0 (27.0)

- ・未就学の子どもがいる世帯における子どもの昼間の保育については、母子世帯、父子世帯ともに、「保育所・幼稚園」の割合が最も高くなっています。
- ・小学生の子どもがいる世帯における子どもの放課後の過ごし方については、母子世帯、父子世帯ともに、「自宅」の割合が最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が高くなっています。
- ・中学生以下の子どもがいる世帯における子どもの進学希望については、母子世帯、父子世帯ともに、「高校・専修学校(高等課程)」の割合が最も高く、次いで「大学・大学院」の割合が高くなっています。

養育費

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
取決め状況	取決め率	54.7 (56.3)	22.7 (24.4)
取決めをしない理由(複数回答)	相手に支払う意思がないと思ったから	43.1 (42.3)	27.7 (37.5)
	相手に支払う能力がないと思ったから	37.8	51.1
	相手と関わりたくないから	49.3 (28.8)	40.4 (32.1)
受給状況	現在も受けている	38.9 (33.2)	9.1 (3.7)
	受けたことがあるが、現在は受けていない	13.0 (19.3)	6.1 (2.4)
	受けたことがない	43.4 (42.0)	75.8 (80.5)
	無回答	4.6 (5.4)	9.1 (13.4)

- ・養育費の取決めをしている割合は、母子世帯では 54.7%、父子世帯では 22.7%となっています。
- ・取決めをしない理由は、母子世帯では「相手と関わりたくないから」、父子世帯では「相手に支払う能力がないと思ったから」の割合が高くなっています。
- ・養育費を受給している割合は、母子世帯で 38.9%、父子世帯で 9.1%となっています。受給月額額は、母子世帯では「3～4万円未満」の割合が最も高く(23.7%)、父子世帯では「1～2万円未満」の割合が最も高く(33.3%)となっています。

面会交流

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
取決め状況	取決め率	32.1 (24.0)	31.8 (12.2)
取決めをしない理由(複数回答)	相手と関わりたくないから	40.9 (-)	41.7 (-)
	相手が希望しないから	25.2 (-)	13.9 (-)
	取決めをしなくても交流できるから	21.7 (-)	33.3 (-)
実施状況	現在行っている	28.6 (26.5)	53.0 (23.2)
	行ったことがあるが、現在は行っていない	20.8 (17.4)	7.6 (12.2)
	行ったことがない	39.4 (42.3)	33.3 (46.3)
	無回答	11.2 (13.8)	6.1 (18.3)

- ・面会交流の取決めをしている割合は、母子世帯では 32.1%、父子世帯では 31.8%となっています。
- ・面会交流の取決めをしない理由は、母子世帯、父子世帯ともに「相手と関わりたくないから」の割合が最も高くなっています。

- ・面会交流を現在も行っている割合は、母子世帯では 28.6%、父子世帯では 53.0% となっています。

日常生活等

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
現在の健康状態	よい・まあよい	49.2 (-)	42.6 (-)
	ふつう	25.9 (-)	36.0 (-)
	よくない・あまりよくない	23.1 (-)	20.0 (-)
	無回答	1.8 (-)	1.3 (-)
日常生活での悩みごと (複数回答)	生活費のこと	71.7 (76.9)	73.9 (72.5)
	教育費のこと	64.2 (-)	60.9 (-)
	子どものこと	57.3 (55.8)	63.0 (62.3)
	仕事のこと	48.0 (59.3)	39.1 (62.3)

- ・健康状態が「よくない・あまりよくない」の割合は、母子世帯では 23.1%、父子世帯では 20.0% となっています。
- ・日常生活での悩みごとについて、母子世帯、父子世帯ともに「生活費のこと」の割合が高くなっています。相談先がないという割合は、母子世帯では 28.3%、父子世帯では 47.8% となっています。

福祉施策

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
県や市町の施策等への要望 (複数回答)	ひとり親家庭への手当制度の充実	66.9 (69.3)	65.3 (70.1)
	教育費の援助	64.7 (63.7)	49.3 (54.6)
	医療費の援助	39.1 (43.1)	30.7 (38.1)
	各種制度における所得制限の緩和	35.9 (44.7)	26.7 (39.2)
	ひとり親家庭への貸付金の充実	29.0 (31.0)	34.7 (38.1)
	学習支援の充実	23.6 (-)	24.0 (-)

- ・県や市町の施策等への要望について、母子世帯、父子世帯ともに「手当制度の充実」の割合が高くなっています。

2 静岡県子どもの生活アンケート結果

(1) 調査の概要

○目的

県内の貧困の状況にある子どもや家庭の実態を把握し、今後の子どもの貧困対策及び子どもの貧困対策計画策定の基礎資料とするため

○対象

県内の小学5年生・中学2年生各 2,500 人及びその保護者 5,000 人
計 10,000 人

○抽出方法

静岡市・浜松市は住民基本台帳から無作為抽出、その他の市町は調査対象とする小中学校を無作為に選定し調査対象者を抽出

○調査方法

静岡市・浜松市は郵送配布・郵送回収、その他の市町は学校配布・学校回収

○調査期間

令和元年7月10日～8月31日（調査基準日 令和元年7月1日）

○調査項目

<子ども>健康・生活のこと、学校や勉強のこと、ふだん感じていること
<保護者>世帯の状況、子どもとの関わり・習慣、子どもを取り巻く環境・悩み、各種支援・サービス

○有効回答数

<子ども>3,389 件（回収率 67.8%）、<保護者>3,385 件（回収率 67.7%）
・子どものうち、父子世帯 23 件、母子世帯 158 件（ふたり親世帯 2,768 件）
・保護者のうち、父子世帯 23 件、母子世帯 180 件（ふたり親世帯 2,989 件）

詳細(静岡県ホームページ) <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-140/kokatei/index.html>

(2) 調査結果

生活習慣（保護者・子ども）

(%)

項目	区分	父子世帯	母子世帯	ふたり親世帯
起床時間 (保護者)	決まっている	82.6	82.8	91.1
就寝時間 (保護者)	決まっている	69.6	61.1	74.4
朝食(子ども)	毎日食べる	65.2	70.3	87.8
	(学校のある日)ひとりで食べる	39.1	36.1	20.6
	(学校のない日)ひとりで食べる	30.4	27.2	22.2

・ひとり親世帯では、「決まった時間に起床・就寝する」、朝食を「毎日食べる」と回答した割合が比較的低く、朝食を「ひとりで食べる」と回答した割合が比較的高くなっています。

学校や勉強(子ども) (％)

項目	区分	父子世帯	母子世帯	ふたり親世帯
授業の時間	とても楽しみ・楽しみ	56.5	53.8	63.3
学校の勉強	ほとんどわかる・だいたいわかる	43.4	53.8	70.2

- ・ひとり親世帯では、授業時間が「楽しみ」、学校の勉強が「わかる」と回答した割合が比較的低くなっています。

子どもがふだん感じていること(自己肯定感)(子ども) (％)

項目 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う)	父子世帯	母子世帯	ふたり親世帯
努力すればできるようになる	78.3	79.7	88.6
将来の夢や目標がある	60.9	73.4	80.1
自分の将来が楽しみだ	65.2	65.8	77.7
自分は価値のある人間だと思う	39.1	49.4	64.2
自分は家族に大事にされている	78.3	85.4	91.4
自分は友達に好かれている	56.5	67.7	80.5
毎日の生活が楽しい	82.6	76.6	87.1
不安に思うことはない	52.2	55.7	63.3

- ・ひとり親世帯では、「努力すればできるようになる」、「自分の将来が楽しみだ」、「自分は価値のある人間だと思う」と回答した割合が比較的低くなっています。

子どもを取り巻く環境や子育ての悩み(保護者) (％)

項目	区分	父子世帯	母子世帯	ふたり親世帯
金品や機会の提供(経済的にできないこと)	習い事に通わせる	30.4	36.1	7.0
	学習塾に通わせる	21.7	43.9	11.5
	年に1回くらい家族旅行に行く	26.1	48.9	15.8
過去1年の経済的困窮の経験	必要な食料が買えなかった	21.7	26.7	4.1
	必要な服が買えなかった	21.7	31.1	5.5
	生活費が不足し、親族や金融機関からお金を借りた	26.1	34.4	8.2

(%)

項目	区分	父子世帯	母子世帯	ふたり親世帯
子どもに関する悩みや不安	しつけや教育に自信が持てない	30.4	40.6	25.2
	しつけや教育について相談する相手がいない	21.7	7.8	2.8
	子どもが勉強しない	21.7	30.0	17.0
	子どもの進学や勉強のことが心配	60.9	53.3	40.2
	子どもが反抗的でなかなかいうことを聞かない	21.7	19.4	14.1
	子どもの身体の発育や病気が心配	26.1	17.2	10.9

・母子世帯では、「学習塾に通わせる」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」等が経済的にできない、過去1年間に「必要な食料が買えなかった」、「親族や金融機関からお金を借りた」等経済的に困窮した経験があると回答した割合が比較的高くなっています。また、子どもに関する悩みや不安について、「しつけや教育に自信が持てない」と回答した割合が比較的高くなっています。

子どもや子育てに関する支援施策の利用意向(保護者)

(%)

項目(利用意向あり)	父子世帯	母子世帯	ふたり親世帯
子ども食堂	39.1	55.6	42.7
食の支援	34.8	51.7	31.0
相談支援	47.8	35.6	42.4
居場所の提供	43.5	55.6	58.7
学習の支援	73.9	76.1	74.9
家事援助等の訪問支援	30.4	25.0	21.8
文化・芸術鑑賞・スポーツ観戦等支援	56.5	60.6	71.3
自然・社会・実学体験支援	65.2	67.2	73.6

・母子世帯では、「子ども食堂(無料又は安価で食事を提供する場所)」、「食の支援(フードバンクなど食料の無料提供)」と回答した割合が比較的高くなっています。

3 第四次計画に掲げる施策とSDGsの関係

持続可能な社会の実現を目指し、2015年9月に国連で採択されたSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」では、2030年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への総合的な取組が求められています。

第四次計画に掲げる施策に基づく取組の推進が、SDGsの次の目標（ゴール）の達成につながります。

	<p>ゴール 1</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p>ゴール 3</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>ゴール 4</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>ゴール 5</p>	<p>ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を行う</p>
	<p>ゴール 8</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する</p>
	<p>ゴール 10</p>	<p>国内と国家間の不平等を是正する</p>
	<p>ゴール 16</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る</p>

4 第四次計画策定の経緯

(1) 有識者による検討会議

	開催月	内容
第1回	令和元年 7月	現状と課題の共有、第三次計画の評価、第四次計画の協議
第2回	10月	第四次計画の協議
第3回	令和2年 3月	パブリックコメント結果報告、最終確認

(2) ひとり親家庭の生活・就労の実態調査

項目	内容
実施期間	令和元年8月9日～8月26日
対象世帯	県内在住の母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯 2,500世帯
有効回答数	981件（回収率39.2%）
調査項目	世帯の状況、住まいの状況、就労の状況、家計の状況、子どもの教育の状況、養育費及び面会交流、日常生活等、福祉施策の利用状況

(3) 当事者・支援者との意見交換会

開催月	参加者	協力団体
令和元年 7月	各市町児童福祉担当者	
8月	支援団体役員	公益社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会
8月	母子家庭、父子家庭の方等	NPO法人サステナブルネット
8月	支援団体役員、母子家庭の方	NPO法人男女共同参画フォーラム しずおか、シングルペアレント101
9月	保育園長	静岡県保育士会

5 静岡県ひとり親家庭自立促進計画検討会議 委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	職業等	備考
犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部 教授	会長
岩間 晴美	一般財団法人 静岡経済研究所 主任研究員	
三浦 徹	静岡労働局職業安定部 訓練室長	
宮田 逸江	藤枝のぞみ法律特許事務所 弁護士	
宮本 登	静岡県母子生活支援施設協議会 会長	
山田 有美子	公益社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会 母子家庭等就業・自立支援センター相談員	
渡邊 修一	NPO 法人 サステナブルネット 理事長	

静岡県健康福祉部 こども未来局 こども家庭課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL : 054-221-2365 FAX : 054-221-3521

E-mail : kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

